

[資料] 災害時における燃料油の供給に関する協定

災害時における燃料油の供給に関する協定

宇部市（以下「甲」という。）と富士商株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における燃料油の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害（以下、「災害」という。）が発生した場合に、甲が行う災害対策活動に係る燃料油等の確保を図るため、その供給の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給の協力要請）

第3条 甲は、災害時において燃料油の供給を必要とするときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 甲の乙に対する協力要請の手続きは、応急対策用燃料油供給に関する要請書（別紙様式）により行うものとする。但し、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後に応急対策用燃料油供給に関する要請書を提出するものとする。

（燃料油等の供給の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、燃料油等の優先供給を行うものとする。

（物資）

第5条 甲が乙に要請する災害時の物資は、次に挙げるものとし、乙が供給可能な物資とする。

(1) 燃料油（ガソリン、軽油）

（物資の引渡し）

第6条 乙は、要請を受けたときは乙の指定する給油所にて物資を引渡すものとする。

2 指定給油所 宇部市大字東岐波字高橋1054番地（通称 花園）
給油所名 セルフ 東岐波給油所

(物資の経費の支払い)

第7条 乙が供給した物資に要する対価の費用については、甲が負担する。

2 費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として甲・乙協議の上決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第8条 乙は、物資の供給を終了した後、費用を甲に一括請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理した日から30日以内に乙へ支払うものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めない事項又は疑義の生じた事項については、その都度甲・乙協議して決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は調印の日から施行し、甲又は乙が文書をもって終了を通告しない限りその効力を有する。

上記のとおり協定した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年 7月 1日

甲 宇部市
宇部市長 藤田忠夫 印

乙 山陽小野田市稲荷町10番23号
富士商株式会社
代表取締役 藤田敏彦 印